

岸和田市立城東小学校・幼稚園PTA規約

昭和48年4月 制定

第1章 総則

- 第1条 この会は、岸和田市立城東小学校・幼稚園PTAとよび、事務局を城東小学校におきます。
- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校園と家庭・社会における児童・園児の健やかな成長を願い、教育振興と福祉増進を図るとともに、会員の研修並びに相互理解を深めるために、活動することを目的とします。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、家庭・地域社会と学校園が連絡を密にし、活動につとめます。
- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体で、特定の宗教や政党の性格を帯びません。

第2章 組織

- 第5条 この会の会員は、城東小学校・幼稚園に在籍する児童・園児の保護者と、同学校園に勤務する教職員をもって構成します。

第3章 役員・顧問・会計監査委員

- 第6条 この会には、役員・顧問・会計監査委員をおきます。
- | | | |
|-----------|------|------------------------|
| 1. 役員 | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 2名 |
| | 書記 | 2名(保1教1) |
| | 会計 | 1名(教1) |
| | 市P担当 | 1名(約4年に1回城東小学校が当たります。) |
| 2. 顧問 | 1名 | PTA会長経験者をもって充てる。 |
| 3. 会計監査委員 | 1名 | 前年度役員の中から選出 |
- 第7条 役員・顧問・会計監査委員は、定期総会に就任し、任期は1ヶ年とします。ただし、再任はさまたげません。
- 第8条 役員・顧問・会計監査委員の任務は、次のとおりです。
1. 会長は会務を司り、この会を代表します。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめます。
 3. 書記は会の庶務を司り、役員会の議事を正確に記録し、その会合について通知します。
 4. 会計はすべての収入・支出を司り、会計監査を経て決算報告を行い、承認を得ます。
 5. 顧問は会務について会長の相談を受けた場合、その知識・経験を生かして指導助言を行い、会務遂行を援助します。
 6. 会計監査委員は、年1回の会計監査を行い、会長に監査意見を述べ、定期総会において報告します。
会計監査委員は必要に応じて役員会に出席し、意見を述べることができます。ただし、議決権はありません。
- 第9条 役員を選出は次のとおりです。

1. 会長は次期役員候補を定めるため、役員候補指名委員若干名を委嘱し、校園長を加え指名委員会を作り、会員にこれを公表します。
指名委員長は、指名委員会の中から互選します。
2. 指名委員会は、役員候補者を推薦し、総会の2週間前に全会員に通告します。
指名委員会の任期は、役員改選までとします。
3. 一般会員も、役員候補者に立候補および推薦することができます。
4. 役員候補者の推薦は、いずれの場合でも事前に被推薦者の同意を必要とします。
5. 役員は、定期総会において選出します。ただし、候補者が定員をこえる場合は、無記名投票により選出します。
6. 会長は、顧問および会計監査委員を委嘱することができます。

第4章 総会

第10条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とし、次の事項について審議します。

1. 規約決定および変更に関する事。
2. 役員・会計監査に関する事。
3. 予算・決算並びに事業計画・報告に関する事。
4. その他、重要事項。

第11条 総会は、定期総会および臨時総会とし、会長が招集します。

1. 定期総会は4月に行います。
2. 臨時総会は、運営委員会において会長が必要と認められた時、または、会員の10分の1以上の要求があった時に開きます。

第12条 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立します。ただし、委任状を認めます。

第13条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決めます。

第5章 役員会

第14条 役員会は、役員および校園長・教頭・幼稚園主任をもって構成します。

第15条 役員会は、必要に応じ開催し、会長がこれを招集します。

第16条 役員会は、事業計画や予算案を審議し、決定します。総会に提出する議案等を含め、総合的な事業についても審議し、決定します。また、緊急事項について協議し、処理します。

第6章 経理

第17条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもってこれに充てます。

第18条 会員の会費は、世帯単位(教職員を含む)につき、年額3,000円とし、毎月250円を徴収します。

第19条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて執行され、決算は、会計監査を経て総会での承認を得なければなりません。

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わります。

第7章 改正

第21条 この規約は、総会において出席者(委任状を含む)の3分の2以上の賛成がなければ改正することが

できません。

《付記》

- ◇ この会の慶弔規定は、内規で定める。
- ◇ 昭和59年2月24日に一部改正し、昭和59年4月1日より施行する。
- ◇ 昭和60年10月15日に一部改正し、昭和61年4月1日より施行する。
- ◇ 平成3年4月26日に一部改正し、平成4年4月1日より施行する。
- ◇ 平成7年4月27日に一部改正し、平成8年4月1日より施行する。
- ◇ 平成17年4月22日に一部改正し、即日より施行する。
- ◇ 平成24年4月27日に一部改正し、即日より施行する。
- ◇ 平成30年11月18日に一部改正し、平成31年4月1日より施行する。
- ◇ 令和4年4月22日に一部改正し、令和5年4月1日より施行する。
- ◇ 令和5年4月28日に一部改正し、令和5年6月1日より施行する。